

# 市教委と交渉

## 長期休業中の研修の取り扱いについて



7月7日(月)、前号で紹介した要求書に基づいて、市教委(教職員課)と交渉を行いました。組合を代表して、前島委員長をはじめ9名の参加者が、昨年度の経過をふまえ、各職場の声・要求を出し、主に対応した望月教職員課長から、以下のような回答及び答弁を引き出しました。

多忙をきわめた一学期も、まもなく終了します。大いに研修も取り、有意義な夏休みとしましょう。

### さいたま市教組情宣

さいたま市  
教職員組合  
(埼教組)

TEL 641-6763  
FAX 648-3567  
e-mail  
saisikyousei@mx2.  
et.tiki.ne.jp

2003.7.10(木)  
No. 9



研修は基本的には  
大いに奨励すべきこと

「本来あるべき研修については  
大いに奨励してほしい」  
(七月初旬の校長会で  
市教委が表明)

「昨年は、(研修承認に関する)  
相当性が狭かった。最初  
から研修を取らせないという  
ことではない。」

「自宅研修」(勤務場所を離れ  
ての研修・職専免研修)を  
一律に認めないということ  
はありえない。

最初から(自宅研修は)  
「ノー!」ではダメ。  
ゼロが望ましいのではない。

### 全市校長会で 市教委の立場表明

七月初旬の全市校長会で、望月教職員課長は、研修問題にかかわって、校長に対して次のような指導を行ったことを説明しました。

① 研修取得についてしっかり説明すること

動静表に、研修の欄のない学校もあるようだが、研修の取得のあり方について(誤解のないように)しっかり説明してほしい。

② 研修承認にあたって留意すること

研修承認にあたっては、計画性・妥当性・必要性・場所・期日・学校運営上の支障などを総合的に判断して承認するようにとして、本来あるべき研修については、大いに奨励してほしい。去年にあったようだが、教員が研修を取らない(取れない)ことがいいことだというような動きは間違いだである。

③ 自宅研修(勤務場所を離れての研修・職専免研修)に関して

教特法二十条第二項「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」との「授業に支障のない限り」という表現の意味については、校務分掌等への支障も含みこむと考える。しかし、昨年度は、自宅での研修として承認に値するかとい

う相当性が狭かった。最初から研修を取らせないというのではなく、職務の遂行に必要なことかどうかで判断してほしい。最初から「ノー!」とか、ゼロが望ましいということではない。

民間教育研究団体の研究集会への研修扱いでの参加  
↓あくまでも校長の判断! 頭からダメだというわけではない!

夏季休業中に開催される衛生推進者の養成講習会への参加  
↓学校の実態に照らして、校長が必要と判断すれば出張も可能! 受講料についても校長とよく相談してほしい。

長期休業中並びに課業日の出張で実質8時間勤務を超えることも...!  
↓関係課・所に伝えたい

学期中の時間外勤務の振替を長期休業中に!  
↓勤務時間の適正な割り振りをを行うよう、校長を指導している

堂々と、胸を張って、大いに研修を取り、教師としての力量を幅広く高めていきましょう!

ポータルスカンパのご協力、ありがとうございます。組合は困ったときの相談相手です。何かあったら連絡して下さい。TEL 641-6763